

広島県エコタイヤ導入促進助成金交付要綱

平成21年3月18日制定

令和7年3月26日一部改正

公益社団法人 広島県トラック協会

(目 的)

第1条 公益社団法人広島県トラック協会（以下「協会」という。）は、環境対策の一環として、燃費の向上によりCO₂の排出量削減を図る「エコタイヤ」及び台タイヤを再利用し、省資源に貢献できる「再生タイヤ」の導入に要する経費の一部を助成する。

(助成対象)

第2条 令和7年4月1日より令和8年3月5日の間に、当該事業者所属の営業用貨物自動車（軽貨物は除く）に取り付けるために、新規にエコタイヤ及び再生タイヤを購入した、会員事業者とする。

但し、前年度会費未納会員事業者については、助成対象外とする。

(対象品目)

第3条 助成の対象となるタイヤは、燃費の向上に効果のあるエコタイヤ及び再生タイヤで別表に定める。（※追加は随時広ト協ホームページに掲載する）

(申請受付)

第4条 令和8年3月5日（必着）までとする。

助成は申請順に行うこととし、予算枠に達した場合は、その時点で助成を打ち切る。但し、令和7年9月末までに購入したタイヤの提出期限は、令和7年12月18日（必着）とする。

(助成金額)

第5条 当該年度に新たに導入したエコタイヤ及び再生タイヤ1本当たり取得価格（消費税抜き）の2分の1（千円未満は切捨て）とし上限4千円、1事業所につき10万円を上限とする。但し、当該年度の会費を納入している車両台数50台以上100台未満（けん引車及び被けん引車を含む）の事業所は15万円、100台以上の事業所は20万円を上限とする。

(申請方法)

第6条 助成を希望する会員事業者は、導入後、次の書類を、会員事業者の所属する協会支部に提出する。

- ①広島県エコタイヤ導入助成金交付申請書
 - ②エコタイヤ導入実績報告内訳書
 - ③納品書又は請求書の写（必ず、商品名、型式、数量、単価、金額が記載されたもの）
 - ④領収証の写（振込金受取書等でも可）
 - ⑤預金通帳口座名義記載ページの写（振込先確認のため、金融機関の支店名が記載されたページも必要。）
2. 手形（自振手形に限る）による購入の場合、手形決済完了後に当座から引き落とされた証明（当座勘定照合等）を添付すること。
なお、申請期限を越えて決裁される手形による購入は助成対象とならない。
 3. 車両をリースや割賦で購入し、納品書や領収証の写しの添付が困難な時は、タイヤの型式、数量等が記載されている、リース契約書又は割賦契約書の写を添付する。
 4. 申請回数は2回以内とする。※令和7年9月末までに購入したタイヤの提出期限は、令和7年12月18日（必着）とする。

（助成金の交付）

第7条 協会は、第6条の助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適切と認めたときは助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第8条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（処分制限）

第9条 会員事業者は、助成金交付対象のタイヤを導入した日から起算して、1年を経過するまでの期間は、譲渡（転売）、交換、廃棄、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ協会の承認を受けた場合はこの限りではない。

（その他必要な事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、

別にこれを定める。

附 則

本要綱は平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

平成 22 年 3 月 26 日	一部改正	(平成 22 年 4 月 1 日施行)
平成 23 年 3 月 23 日	一部改正	(平成 23 年 4 月 1 日施行)
平成 24 年 3 月 22 日	一部改正	(平成 24 年 4 月 1 日施行)
平成 25 年 3 月 21 日	一部改正	(平成 25 年 4 月 1 日施行)
平成 26 年 3 月 19 日	一部改正	(平成 26 年 4 月 1 日施行)
平成 27 年 3 月 20 日	一部改正	(平成 27 年 4 月 1 日施行)
平成 28 年 3 月 23 日	一部改正	(平成 28 年 4 月 1 日施行)
平成 29 年 3 月 23 日	一部改正	(平成 29 年 4 月 1 日施行)
平成 30 年 3 月 23 日	一部改正	(平成 30 年 4 月 1 日施行)
平成 31 年 3 月 22 日	一部改正	(平成 31 年 4 月 1 日施行)
令和 2 年 3 月 25 日	一部改正	(令和 2 年 4 月 1 日施行)
令和 3 年 3 月 24 日	一部改正	(令和 3 年 4 月 1 日施行)
令和 4 年 3 月 24 日	一部改正	(令和 4 年 4 月 1 日施行)
令和 5 年 3 月 23 日	一部改正	(令和 5 年 4 月 1 日施行)
令和 6 年 3 月 26 日	一部改正	(令和 6 年 4 月 1 日施行)
令和 7 年 3 月 26 日	一部改正	(令和 7 年 4 月 1 日施行)